

障害者・難病患者の雇用拡充と雇用環境整備を求める意見書（案）

国はこれまで、障害者雇用促進法の改正により、雇用分野における障害者に対する差別の禁止や、障害者の職場環境改善のための措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることで、法定雇用率を引き上げるなどの措置を講じてきた。

こうした中、昨年、国、地方公共団体及び独立行政法人等（以下「国の機関等」という。）の障害者雇用の水増しが判明した。このことは、障害者の雇用機会を閉ざし、難病患者の雇用にも影響を及ぼすこととなり、誠に遺憾である。

このため、国の機関等においては、障害者雇用促進法を遵守するとともに、359疾患の難病患者の雇用支援及び雇用拡充に向けて、必要な措置を講ずるべきである。

よって、国においては、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 毎年の国の機関等及び民間企業の障害者雇用状況調査を適切に行うとともに、難病患者の雇用状況についても調査を行うこと。
- 2 国の機関等が法定雇用率を達成するよう、第三者機関による監視などの体制を整えること。
- 3 今回の水増し問題で見られたような不正を防止するために、国の機関等に対して、障害者手帳の写し等の書類の保存を義務付けるなど、法整備を行うこと。
- 4 労働局は、障害者及び難病患者の雇用を促進するためのセミナー等を国の機関等に対して開催し、障害者雇用に関する意識の向上を図ること。
- 5 国の機関等が法定雇用率を達成するよう、国の機関等に対して、民間企業に課している納付金制度に準じる規定を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月6日

福井県議会